

保 税 蔵 置 場 許 可 期 間 の 更 新 公 告

関税法第42条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月15日

函 館 税 関 長 鶴 卷 嘉 一

1. 被許可者の住所及び名称

北海道留萌市沖見町三丁目35番地

株式会社浜本商店
(法人番号：4450001008968)

2. 保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署：札幌税関支署留萌出張所）

株式会社浜本商店 冷蔵庫 保税蔵置場

留萌市沖見町三丁目37, 38番地

3. 更新した期間

自 令和元年6月1日

至 令和7年5月31日